

**習志野市教育委員会会議録**  
(令和5年第8回定例会)

- |   |      |                                     |           |
|---|------|-------------------------------------|-----------|
| 1 | 期 日  | 令和5年8月23日(水)                        |           |
|   |      | 市庁舎3階大会議室                           |           |
|   |      | 開会時刻                                | 午後1時30分   |
|   |      | 閉会時刻                                | 午後2時50分   |
|   |      |                                     |           |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長                               | 小 熊 隆     |
|   |      | 委 員                                 | 古 本 敬 明   |
|   |      | 委 員                                 | 高 橋 浩 之   |
|   |      | 委 員                                 | 馬 場 祐 美   |
|   |      |                                     |           |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長                              | 島 本 博 幸   |
|   |      | 生涯学習部長                              | 片 岡 利 江   |
|   |      | 学校教育部次長                             | 杉 山 健 一   |
|   |      | 生涯学習部次長                             | 芹 澤 佐 知 子 |
|   |      | 学校教育部副参事                            | 相 澤 慶 一   |
|   |      | 学校教育部・生涯学習部副技監                      | 塩 川 潔     |
|   |      | 教育総務課長                              | 中 野 充     |
|   |      | 学校教育課長                              | 奥 秋 裕 司   |
|   |      | 指導課長                                | 近 藤 篤 史   |
|   |      | 総合教育センター所長                          | 小 出 広 恵   |
|   |      | 社会教育課長                              | 越 川 智 子   |
|   |      | 生涯スポーツ課長                            | 三 橋 智     |
|   |      | 中央公民館長                              | 小久保 範 彰   |
|   |      | 中央図書館長                              | 岡 野 重 吾   |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 西 郡 隆 司   |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 河 村 幸 枝   |
|   |      | 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 忍 貴 弘     |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 奥 山 昭 子   |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 志 摩 豊     |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 新 井 理 香   |
|   |      | 学校教育部主幹                             | 松 田 裕 美   |
|   |      | 生涯学習部主幹                             | 勇 依 子     |
|   |      | 学校教育課主任管理主事                         | 寺 嶋 耕 一   |
|   |      | 指導課主任指導主事                           | 伊 坂 尚 子   |
|   |      | 政策経営部次長                             | 三 角 寿 人   |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 臨時代理の報告について  
【工事請負契約の締結について(第一中学校長寿命化改修工事)】
- (2) 臨時代理の報告について  
【工事請負契約の変更について(大久保小学校校舎改築工事)】
- (3) 臨時代理の報告について  
【工事請負契約の変更について(第二中学校校舎改築工事)】
- (4) 臨時代理の報告について  
【工事請負契約の変更について(向山小学校長寿命化改修工事(建築工事))】
- (5) 習志野市立習志野高等学校に係る入試改善について
- (6) 教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について
- (7) 児童生徒スポーツ・文化等の活動状況について
- (8) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について
- (9) 臨時代理の報告について(職員の懲戒処分について)

### 第3 議決事項

- 議案第22号 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 議案第23号 習志野市教育委員会職員の職場復帰支援の実施に関する規程の制定について
- 議案第24号 令和6年度習志野市立幼稚園園児募集要項について

### 第4 協議事項

- 協議第1号 習志野高校応援基金条例の制定について
- 協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

### 第5 その他

## 5 会議内容

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第8回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(1)ないし(4)及び(9)並びに協議第1号を非公開とし、報告事項(1)ないし(4)及び協議第1号の非公開部分の会議録について、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

会議規則第15条第2項の規定により、報告事項(1)ないし(4)を一括して担当者からの説明及び質疑を行うことについて報告した。

小熊教育長

令和5年第7回定例会及び令和5年第1回臨時会の会議録について承認を求め、承認された。

#### **報告事項(5) 習志野市立習志野高等学校に係る入試改善について (学校教育課)**

寺嶋学校教育課主任管理主事

報告事項(5)「習志野市立習志野高等学校に係る入試改善について」、説明する。令和5年度千葉県高等学校入学者選抜で発生した採点ミスの問題を受け、千葉県教育委員会は資料のとおり、5つの改善策を示した。習志野市立習志野高等学校においてもこれにならない、デジタル採点システムを導入し、適正・適確な採点システムを構築していく。

資料2ページ目を御覧いただきたい。デジタル採点システムの手順については、はじめに、専用のスキャナーでマーク式・記述式両方の回答データを同時に読み取り、インターネットと遮断されたパソコンへ保存する。マーク式は自動で採点され、記述式問題は完全に分離した2系統で、異なる2名の担当者が画面上で採点していく。採点終了後、採点データを自動で照合し、相違があった場合、再採点を行っていく。マークミスの確認を行った後、マーク式と記述式の採点結果を集計し、得点が確定する。この方法によって、複数の人・パソコンによる採点・確認を短時間で行うことができる。

本システムは千葉県へ負担金を払うことで、同じシステムを利用することができる。なお、千葉県内の県立高等学校分については、千葉県教育委員会が一括して負担することとなっている。習志野市立習志野高等学校分については、12月の補正予算において対応・協議をする予定であると概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

#### **報告事項(6) 教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について (学校教育課)**

奥秋学校教育課長

報告事項(6)「教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について」、説明する。昨年度の教育委員会定例会で報告した教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について、令和5年3月17日に千葉県教育庁から「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業に係る千葉県教育委員会と千葉県弁護士会との協定締結についての概要」が示された。児童生徒等の権利利益を擁護することを目的とし、主に第三者による事実確認の調査チームが、調査・相談・支援に関わることが明記されている。これに伴い、昨年度作成したものに第三者による事実確認の調査チームの内容と、習志野市教育委員会の役割を加え、資料1ページ目から4ページ目の「習志野市教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応マニュアル」、別紙として「性暴力等発生時対応フロー」を作成した。フローの下段の黄緑色の枠が、新しく追加した部分である。習志野市立習志野高等学校については、千葉県の第三者による調査チームの対象となっていないことから、習志野市教育委員会、習志野市総合教育センター、児童相談所、習志野警察署等の対応とすることを検討していく、と概要を説明

高橋委員

フローの下段に「市立高等学校は別途組織を編成し対応する」とあるが、高等学校についても対応を考えていかなければならないと思うが、今後の見通しを教えてください、と質問

奥秋学校教育課長

現在、習志野市総合教育センターの相談員や市の弁護士などに対応していただくことを検討しているところである、と回答

高橋委員

性暴力は、小学校・中学校・高校のいずれについても起こりうると思うので、間違いのないように習志野市として対応していただきたい、と要望

古本委員

昨年度に同じようなマニュアルやフローの提示があったと思うが、フローの下段の「第三者による事実確認の調査チーム」を作ったという部分が前回と異なる点なのか伺いたい、と質問

奥秋学校教育課長

昨年度のフローでは第三者の調査チームが入っていなかったが、今年3月に千葉県教育委員会から概要が示されたことを受け、県の調査チームを利用できることとなったため、フロー図に加えたものである、と回答

古本委員

利用できるというよりは、必ず利用するという理解でよいか、と質問

奥秋学校教育課長

申請の上、利用することとなる、と回答

小熊教育長

申請の流れについて、補足して説明していただきたい、と質問

奥秋学校教育課長

事案が発生した場合、初動時、学校や市教育委員会が聞き取り等を行い、葛南教育事務所を通して県教育委員会に申請する流れとなる。その申請をもとに、県教育委員会の第三者調査チームが派遣されることとなる。ただし、警察から、調査は行わないで欲しい旨の依頼があった場合には、この第三者調査チームでは調査することができないという制約がある、と回答

小熊教育長

様々な事案があると思うが、ケースバイケースで対応しなければいけないという理解でよいか、と質問

奥秋学校教育課長

ケースごとに被害者の心情等もあることから、御指摘のとおりであると捉えている、と回答

小熊教育長

状況によっては、最初の段階から第三者調査チームに依頼する場合もあり得るということか、と質問

奥秋学校教育課長

最初の段階から第三者調査チームに依頼するのが原則となる、と回答

古本委員

第三者調査チームに依頼するかどうかは、警察次第ということになるのか、と質問

奥秋学校教育課長

基本的に、事案が発生した際は、市教育委員会としては全て申請し、派遣を依頼する考えである、と回答

古本委員

事案が発生した場合は必ず第三者調査チームに依頼をして、その後の流れとしては、警察と第三者調査チームとの話し合いでどのように進むかが決まるということか、と質問

奥秋学校教育課長

第三者調査チームと警察とで話し合われるかどうかは確認が必要だが、警察から、調査を行わないで欲しいという依頼がない限りは、第三者調査チームが派遣されるという仕組みである、と回答

古本委員

具体的にどう対応するのかを考えておかなければ、実際に事が起きた時に早急に動けないと思う。具体的に、この時にはこう対応するといったように、運用方法を決めておかなければ、動きがよくわからず、本当に大丈夫なのかという印象を受けてしまう。その辺りはどのように考えているのか、と質問

奥秋学校教育課長

事案が発生した際は、市教育委員会の調査も含め、必ず県に第三者調査チームを派遣するように申請し、第三者調査チームが児童生徒に聞き取りをしていく流れになる、と回答

古本委員

運用する側としては、もし事案が発生してしまった場合には、速やかに第三者調査チームにも警察にも相談をする流れとなると理解してよいか、と質問

奥秋学校教育課長

御指摘のとおりである、と回答

古本委員

迅速な対応が必要だと思う。迷うことなく、すぐに対応できるような体制を決めておかなければ、実際に運用できないと思うので、しっかりと進めていただきたい、要望

小熊教育長

起こってはならない事案だと思うが、迅速な対応と、県との連携をより密にしていかなければならないと捉えている。今後は、内容をさらに詰めていきたいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(6)は終了した。

近藤指導課長

報告事項(7)「児童生徒スポーツ・文化等の活動状況について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。令和5年度中学校総合体育大会の市内大会に結果である。ここでは、各種目の団体の結果のみ掲載している。県大会の結果については、表の右側のとおりである。

資料2ページ目は、県大会の個人・団体成績でベスト8以上の結果、3ページ目は、関東中学校体育大会の結果、4ページ目は、令和5年度千葉県吹奏楽コンクールの結果をそれぞれ掲載している。

資料5ページ目及び6ページ目を御覧いただきたい。令和5年度習志野市立習志野高等学校の部活動等の県総体や県コンクール、インターハイ等の結果を掲載している。

スライド資料1ページ目を御覧いただきたい。中学校運動部活動における総合体育大会の結果を御紹介する。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。団体では、県総体において女子バスケットボールで第一中学校が第3位、ソフトボールで第二中学校が第3位と上位入賞した。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。男子バレーボールで第七中学校が県総体で準優勝して関東大会に出場し、2回戦の全国大会決定戦で惜敗し、全国大会に出場することはできなかったが、大健闘した。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。個人戦では、陸上競技では第四中学校の小寺選手、柔道女子57kg級で第四中学校の小川選手が関東大会に出場した。

スライド資料3ページ目下段及び4ページ目を御覧いただきたい。水泳では第二中学校の川畑選手と野中選手、第三中学校の石渡選手、第五中学校の池田選手と脇坂選手が関東大会に出場した。さらに、新体操で第六中学校の清水選手が関東大会に出場した。

スライド資料5ページ目を御覧いただきたい。千葉県吹奏楽コンクールの結果について御紹介する。東習志野小学校が小学校部門で金賞とともに県教育長賞、朝日新聞社賞を受賞し、東関東吹奏楽コンクールへの出場が決まった。

スライド資料6ページ目を御覧いただきたい。その他に、小学校部門で実花小学校、中学校A部門で第四中学校が県代表となり、3校が東関東吹奏楽コンクールに出場する。また、昨日行われた、千葉県小学生バンドフェスティバル、千葉県マーチングコンテストにおいて、大久保小学校、第二中学校、第四中学校がそれぞれ金賞を受賞し、県代表に選ばれ、東関東大会への出場が決まっている。

スライド資料7ページ目上段を御覧いただきたい。令和5年度習志野市立習志野高等学校の部活動等の活躍について御紹介する。

スライド資料7ページ目下段及び8ページ目上段を御覧いただきたい。男子バレーボール部は千葉県高校総体で優勝し、インターハイに出場した。なお、男子バレーボール部は32回目の優勝、昨年に引き続き県総体を連覇している。インターハイでは、準々決勝で福井工業大学附属福井高等学校に0対2で惜敗という結果となった。

スライド資料8ページ目下段及び9ページ目上段を御覧いただきたい。ボクシング部は福留想大選手、片岡雷斗選手、石田歩選手、野口龍斗選手、佐伯和馬選手、中崎太相羅選手、靄岡岳人選手が各階級で優勝し、それぞれインターハイに出場した。インターハイでは、ライトフライ級で片岡雷斗選手が準優勝の成績を収めた。

スライド資料9ページ目下段及び10ページ目上段を御覧いただきたい。柔道部は、男子73kg級で高橋叶選手が優勝、男子90kg級で小川皓太郎選手が優勝し、2人ともインターハイに出場し、高橋叶選手がインターハイで優勝という素晴らしい結果を収めた。

スライド資料10ページ目下段を御覧いただきたい。女子体操競技部では、藤原みあ選手が個人総合4位の成績を収め、インターハイに出場した。

スライド資料11ページ目上段を御覧いただきたい。吹奏楽部は、県代表に選出され、東関東吹奏楽コンクールへの出場が決定している。また、昨日行われた千葉県マーチングコンテストにおいて、先ほどの紹介のとおり、金賞を受賞し、県代表に選ばれ、東関東大会への出場が決定している。

スライド資料11ページ目下段を御覧いただきたい。部活動以外でも、習志野高校の生徒の活躍が見られた。長洲百香選手は、U18カヌー日本代表、JOCオリンピック強化指定選手として様々な大会で活躍している。今年度は、5月に行われたカヌースラロームジュニアU23アジア選手権大会で第2位、6月のジャパンカップで第2位の優秀な成績を収めた、と概要を説明

古本委員

生徒達の素晴らしい活躍に驚きと感動を覚えた。習志野高校の野球部も活躍したと思うが、紹介がないのはなぜか、と質問

近藤指導課長

御指摘のとおり、県の準優勝という素晴らしい結果であったが、取り上げるのを失念しており、お詫び申し上げます、と回答

古本委員

東邦中学校や高等学校の生徒も水泳で素晴らしい成績を収めていたと思うが、せっかくなので頑張っている生徒をぜひ紹介していただき、応援してあげてほしい、と要望

近藤指導課長

今後は、きちんと確認して御報告できるよう改善していきたい、と回答

小熊教育長

報告の基準をしっかりと固めなければならないと感じた。特に市内の大会に関しては、東邦中学校や高等学校も含めた紹介が必要である。どういった大会に出ているかなども含めて整理し、今後は御報告していきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(7)は終了した。

## **報告事項(8) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について (社会教育課)**

芹澤生涯学習部次長

報告事項(8)「生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について」、説明する。生涯学習部所管施設の指定管理者について、令和4年度における管理運営状況を評価したことから、その結果を御報告するものである。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。モニタリング評価を実施した生涯学習施設は、表の6つである。なお、3の新習志野公民館、4の実花、袖ヶ浦、谷津公民館は、指定管理期間が異なるため、資料の評価シートは別になっているが、3及び4は同じ事業者が運営しているため、事業者の数としては5事業者となる。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。指定管理者のモニタリングは、「習志野市公

の施設における指定管理者制度の実施に関する指針」に基づき実施している。モニタリングとは、指定管理者と締結した協定書、仕様書、指定管理者から提出された事業計画書などに基づき、適正かつ確実なサービスが提供されているかどうかを確認するというものである。市が行うモニタリングは、「1. 業務の遂行確認」として、現地で業務遂行状況の確認を行うとともに、指定管理者から関係書類の提出を求め、その内容を確認する。次に、「2. 事業決算の確認」として、指定管理者から提出された事業報告書に基づき、施設の管理、住民利用、経理の状況について確認する。そして、「3. 管理業務の評価、指導」として、定期の業務遂行確認及び事業決算の確認等の結果に基づき、市は指定管理者のサービス水準が維持されているかを評価し、その結果をフィードバックする。最後に、「4. 業務遂行確認」の4つのプロセスをとる。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。モニタリングにおける4つの評価段階は図のとおりである。A+評価は、仕様書に基づく要求水準を上回るもので、多くの優れた取り組みが行われたものである。A評価は、要求水準と同等で仕様書どおりに運営されているもの、B評価は、要求水準だが一部課題があるもので、C評価は、要求水準に至らないもので、課題を多数抱えているものである。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。令和4年度の指定管理者6者のモニタリングの総合評価としては、契約に定められた仕様書、事業計画書において求めている運営管理の水準を達成していることから、全ての施設において総合評価はA評価となった。令和4年度は、コロナ禍からの回復期ということで、来館上の人数の制約、感染対策上のルールなどがある中、意欲的な管理運営がなされていた。特に、当該施設や事業等に関する効果的な広報啓発の取り組みについては、いずれも積極的であった。市民、利用者の満足度という観点では、ほとんどの施設は高い御満足をいただいているが、一部の施設で窓口等での対応状況に不備があり、課題を残した施設もあった。

各施設の運営において優れていた点、問題や課題なども含め、順に主なものを御説明する。

本編資料1ページ目を御覧いただきたい。習志野文化ホールは、公益財団法人習志野文化ホールが運営している。令和4年度は長期休館に入る最後の年度であり、各主催者の舞台活動が活発化した。A+とした項目は、自主事業である12本のホール公演、特に12月以降は統一のメッセージとして、「たくさんのご縁に感謝を込めて」とし、市民の記憶に残る事業を推進するなど意欲的な姿勢がみられた。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。このホール最大の特徴となっているパイプオルガン演奏を取り入れた演奏会、舞台裏を紹介するバックステージツアー、オリジナルグッズの制作・販売などで、利用者の思い出に残る事業に取り組んだ。

本編資料3ページ目を御覧いただきたい。中央図書館を除く習志野市立図書館3館は、株式会社図書館流通センターが運営している。令和4年4月1日に指定管理者として更新し、初年度の評価となる。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。令和4年度の具体的な取り組みの中で A+評価とした取り組みは、利用者目線にたった館内のわかりやすい案内表示などである。刷新前後の写真を掲載している。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。指定管理者の公募において、本事業者から、来館せずに図書を楽しめる電子図書館サービスに関する提案があり、令和4年5月18日からサービスを開始した。さらに各館ともにコミュニティセンターとの併設館であることを生かした新規登録者の獲得、魅力ある多様な講座を開催していた。

本編資料4ページ目を御覧いただきたい。一方で、図書館についてはB評価が2つあった。内容としては、表中段の「収支がプラスであるか」と「レファレンス受付件数」である。特に収支がマイナスとなった主な理由は、事業者の予算計上において自主事業であった電子図書館システム導入費が計上されていなかったこと等によるものである。



本編資料5ページ目を御覧いただきたい。新習志野公民館は株式会社オーエンスが運営している。令和4年度の取り組みにおいて、A+と評価された内容としては、恒常的な管理運営として、「公民館職員の手引き」というマニュアルに沿って、職員間で毎月のスタッフミーティングで確認、共有しているなど、地道ながら施設運営の質的向上に注力していた点である。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。広報誌、PR紙などを通じたPRのほか、館報の発行については仕様書に定められている回数より多く発行し、公民館事業の幅広い周知に努めるとともに、ホームページやツイッターなどを通じ、多様な講座を開催し、受講者の獲得に努めていた。

本編資料7ページ目を御覧いただきたい。実花、袖ヶ浦、谷津公民館の3館は株式会社オーエンスが運営している。なお、新習志野公民館とほぼ同様のため、説明は割愛させていただく。

本編資料9ページ目を御覧いただきたい。スポーツ9施設は公益財団法人習志野市スポーツ振興協会が運営している。令和4年度の取り組みにおいて、A+評価とした内容は、利用者が等しく情報を得ることができるようSNSの積極的な活用に努めるほか、インターネットに慣れていない人に対し、窓口での周知啓発において、きめ細かい対応をしていた点である。また、自宅でできる体操動画をホームページにアップする等、コロナ禍からの回復期にふさわしい創意工夫のこらされた取り組みが行われていた。

本編資料11ページ目を御覧いただきたい。習志野市生涯学習複合施設「プラッツ習志野」は、習志野大久保未来プロジェクト株式会社が運営している。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。令和4年度の取り組みでA+評価とした主な内容は、多世代が交流し、地域コミュニティ活性化のプラットフォームであるフューチャーセンターにおいて、市内の商店、事業者、そして行政とともに、市内に潜在するクリエイターを発掘し、地域に発信するため、市内商店他事業者や行政と市民活動家の皆さんの得意なことを発信する展示・販売・ワークショップの開催や、人材のマッチングを行うイベントである「クリエイターエキスポ」などを新たに開催した。積極的に新たな取り組みを模索し、発信していく姿勢がある中でB評価もあつた。事故発生時の対応、利用者満足度、研修計画、南館の受付業務に課題を残した。特に令和5年2月に南館で、車いす利用者の入館の確認に手間取ったことなど、市民サービスの基本となる窓口対応については、計画的な研修を実施するとともに、日々の業務プロセスを通じた確認、定着が肝要と捉えている。現在、市による指導監督をより一層強化・継続しているところである。

これらの結果については、過日開催された社会教育委員会議で報告した。委員の皆様からは、文化ホール長期休館中の対応状況、レファレンスサービスの対応状況、コロナ禍明けの公民館サークルにおいて活動が停滞している団体へのアプローチなど、多数の御意見をいただいた。それらを踏まえながら、引き続き、指定管理者とともに施設サービスの充実、強化に向け、事業者との信頼関係を築きつつサービス向上に向け、取り組んでいきたいと考えている。

なお、これらのモニタリング評価の結果については7月末に指定管理者に通知するとともに、市ホームページで公表したところである、と概要を説明

#### 馬場委員

プラッツ習志野の接遇面のB評価については、前回もそのような評価だったと記憶しているが、その際に、市民の平等な利用のために改善を求める要望をしたが、今回もB評価であったことは大変残念である。車椅子の方への対応も含めて、早急に改善を図る必要があると思う。厳しいことを申し上げるようだが、市として監督の強化をお願いしたい。

プラッツ習志野のB評価のうち、「緊急事態への対応策」で「事故発生時の対応体制が確立されているか」とあるが、これは具体的にはどういったことなのか教えていただきたい、と質問

越川社会教育課長

これは、3月に南館で発生した救急車を要請した利用者への対応の不備についてである。具体的には、活動中に怪我をされ、救急車を呼んで欲しいという要望があったにも関わらず、受付の担当者が、詳細がわかる方から電話した方が良くと考え、利用者自身で救急車の要請をしてほしいとの対応をとってしまった事案である。こちらについては、市から強く改善の指導をし、その後、指定管理者としては、受付の担当者が対応を行うことの決定と、緊急用携帯電話やマニュアルを配置するといった体制の構築とともに、統括マネージャーと副マネージャーが当面交代で南館に常駐する対応をとったものである。

また、代表取締役が現地に赴き、現場社員とパート社員に向けて、利用者に対する配慮や本施設で働く心構え、そして、会社としてのガバナンスの強化や現場の安全性向上に向けた体制構築について講話し、その後、緊急事態のケーススタディを行う研修を実施しているとの報告を受けている。昨年度から改善が見られている部分も確かにあるが、1項目については3年連続のB評価であることから、スタッフの利用者への対応の向上について、特に公共施設で働く上で向けられる市民の視線の厳しさというものを一層理解し自覚を促して欲しいということ、また、スタッフによって差のない一定レベルの対応を徹底するよう、今後も事業者に対し改善に向けた更なる努力を強く求めていく、と回答

馬場委員

しっかりと対応してくださっているようで安心した。引き続き指導をお願いしたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(8)は終了した。

## 議案第22号 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について (教育総務課)

河村学校教育部主幹

議案第22号「令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、説明する。本議案は、令和4年度を対象にした令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」報告書案を7月の定例会にて、御協議いただいたところである。今回はその協議の中で御指摘があった部分や有識者からの御意見を踏まえ、素案に加筆・修正を加え、議案として提出するものである。なお、報告書内では修正した部分分かるよう、赤文字で示している。今回、評価の見直しがあった点について御説明する。

資料18ページ目を御覧いただきたい。「基本方針3 信頼を築く習志野教育の進展」の施策番号9の特別支援教育の研修や指導力の向上について有識者から御指摘を受け、改めて見直しを行った。実績、取組等を鑑みて、担当課にて再度見直しを行い、素案ではB評価であったが、A評価へ変更した。主な取り組みの「②就学に係る校内委員会等の機能の充実」については、市内全ての小中学校への巡回訪問を実施し、校内支援委員会の機能充実を図ったことを勘案し、評価を◎とした。また、「③発達障がいなどに対する支援の推進」においても、研修の機会を設け、合理的配慮の提供を図ることができたことから◎とした。このことにより達成状況において、5分の3が◎になったことと、全体を俯瞰しても特別支援教育の充実に取り組みたと判断し、評価をAとした。この他にも、教育委員会会議や有識者からの御意見を参考に修正と追記を行い、また、わかりづらい表記や説明が不足している部分についても修正を行った。なお、今回赤文字で示している部分については、議決いただいた後に黒文字にした上で市議会へ提出する。

今回、課題と記載した事項については、次年度の教育行政方針に反映し、その結果を今後の点検・評価において検証していきたいと考えている。令和5年度に取り組んでいくにあたって、感

染症が収束に向かいつつある中、社会情勢や児童生徒の状態がコロナ禍前とは変化している状況において、コロナ禍前に立てた成果指標や目標値、取組が適切か再検討を行い、その点も踏まえ対応していきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第22号は全員賛成で原案どおり可決された。

### 議案第23号 習志野市教育委員会職員の職場復帰支援の実施に関する規程の制定について (教育総務課)

中野教育総務課長

議案第23号「習志野市教育委員会職員の職場復帰支援の実施に関する規程の制定について」、説明する。資料下部の提案理由を御覧いただきたい。本規程は、休業している職員が円滑に職場復帰できるよう具体的な手続き、講ずべき措置について必要な事項を定めるものである。なお、こちらと同内容の規程は、昨年度本市で既に制定しており、教育委員会においても準用して運用をしていたものであるが、改めて教育委員会として規程として整備をするものである。

主な部分を抜粋して御説明する。資料1ページ目を御覧いただきたい。第2条第3号の「短時間勤務」については、休職から復帰後すぐに10割の勤務をすることは難しい部分もあり、段階的に通常業務に従事できるようにするために設けているものである。原則、復帰後最初のひと月は、3割を職務免除とし、残りの7割を勤務時間とする規定である。

資料4ページ目を御覧いただきたい。第10条については、「職場復帰の可否の判断」の規定である。第1号から第9号まで判断の基準を設けているが、可否については産業医や人事担当者、健康管理担当者、所属長が協議して、これらの基準を満たすと判断できた場合に復帰できるとしたものである。こういった点を改めて明示することで、休職者が復帰にあたって不安や躊躇したりすることがないように、復帰の基準を明確化したものである。その他、復帰後においても面談を繰り返し行うなどのフォローアップなども繰り返し行っていく。この規定に基づき、休職者または復帰する者が不安な気持ちになることがないように、また、職場への円滑な復帰ができるよう、適切に対応していく、と概要を説明

古本委員

第10条第3号に「通勤時間帯に一人で安全に通勤できること」とあるが、通常の業務をすることは可能だが、通勤には難があり、例えば、家族に送ってもらわなければならないような場合は、やはり復帰できないのか、と質問

中野教育総務課長

御指摘のように、座っていれば通常の業務はできるが、通勤時には家族のフォローが必要なケースもあると思う。規程においては、一人としているが、実際には、総合的に勘案し、産業医等が復帰できるという判断をすれば、それは復帰できるものと取り扱うこととなる、と回答

古本委員

例えば、骨折で松葉杖をついていて、通勤は一人では厳しいが、仕事をする事自体は可能で、本人にもその意欲があれば復帰が可能であると感じる。病院では、骨折しているが仕事に復帰してもよいかという相談がよくあるため、ある程度弾力的な運用をした方が良く思うがいかがか、と質問

中野教育総務課長

例えば、骨折しており、電車での通勤や階段の昇降ができないという場合については、合理的な配慮の中で車の通勤を一時的に可能とするなど、なるべく円滑に、かつ、本人が不安にならないような支援をしていきたいと考えている、と回答

古本委員

ぜひ、そういった対応をお願いしたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案どおり可決された。

## 議案第24号 令和6年度習志野市立幼稚園園児募集要項について

(学校教育課)

志摩学校教育部主幹

議案第24号「令和6年度習志野市立幼稚園園児募集要項について」、説明する。本議案は、習志野市立幼稚園管理規則の規定に基づき、令和6年度習志野市立幼稚園の園児募集要項を定めようとするものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。「1 募集人員」の詳細については、資料5ページ目の別表1を御覧いただきたい。募集人員は、習志野市立幼稚園管理規則第17条に基づき募集するものであり、5歳児については、令和5年7月31日現在の4歳児の園児数より募集人員を算出している。変更点としては2点あり、まず1点目の大久保東幼稚園について御説明する。大久保第二保育所の私立化工事に伴った代替施設としての利用が令和5年度末で終了となることから、募集人員を4歳児、5歳児それぞれの定員105人ずつ、計210人とする。また、「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第3期計画」によって検討され、令和7年4月より大久保こども園と統合となる。令和5年7月現在、大久保東幼稚園の4歳児が0人であることから、令和6年度の園児募集において、12月18日予定の入園許可書の交付が4歳児、5歳児共に0人だった場合、令和6年度の園児募集を停止することを視野に検討していく。

次に、2点目の藤崎幼稚園について御説明する。令和7年4月より(仮称)藤崎こども園に移行予定であり、令和6年度入園の4歳児は、5歳児進級時にこども園短時間児となる。そのため、令和6年度の募集人員は、令和7年度にこども園5歳児として受け入れ可能な数となっており、短時間児枠30人を超えた場合は、60人まで弾力的に対応する予定としている。なお、参考として、市立こども園短時間児についても記載している。令和6年4月より、向山幼稚園が(仮称)向山こども園へと移行予定であることから、幼稚園としての園児募集は行わないこととなる。(仮称)向山こども園の募集人員であるが、4歳児、5歳児の短時間児については、それぞれ定員の30人としている。短時間児枠30人を超えた場合は、進級する長時間児がないことから、60人まで弾力的に対応する予定としている。3歳児については、定員30人のところ、教育需要の減少傾向を踏まえ、募集人員を20人とする。

資料1ページ目を御覧いただきたい。「3 応募できる幼稚園等」の詳細については、資料6ページ目の別表2を御覧いただきたい。これについては変更はないが、平成30年度よりA地域である第五中学校区には市立こども園が整備されていないことから、A地域に居住の方も市立こども園に応募ができるよう、徒歩または自転車での登降園を原則としながら、園区を越えて応募ができる特別措置を引き続き設けている。その他、昨年度の園児募集要項と日程等以外は大きな変更はない、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第24号は全員賛成で原案どおり可決された。

＜報告事項(1)ないし(4)及び(9)並びに協議第1号については非公開。

ただし、報告事項(1)ないし(4)並びに協議第1号については令和5年9月1日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

**報告事項(1) 臨時代理の報告について**

**【工事請負契約の締結について(第一中学校長寿命化改修工事)】** (教育総務課)

**報告事項(2) 臨時代理の報告について**

**【工事請負契約の変更について(大久保小学校校舎改築工事)】** (教育総務課)

**報告事項(3) 臨時代理の報告について**

**【工事請負契約の変更について(第二中学校校舎改築工事)】** (教育総務課)

**報告事項(4) 臨時代理の報告について**

**【工事請負契約の変更について(向山小学校長寿命化改修工事(建築工事))】(教育総務課)**

西郡学校教育部主幹

報告事項(1)「臨時代理の報告について【工事請負契約の締結について(第一中学校長寿命化改修工事)】」、報告事項(2)「臨時代理の報告について【工事請負契約の変更について(大久保小学校校舎改築工事)】」、報告事項(3)「臨時代理の報告について【工事請負契約の変更について(第二中学校校舎改築工事)】」、報告事項(4)「臨時代理の報告について【工事請負契約の変更について(向山小学校長寿命化改修工事(建築工事))】」について、一括して説明する。

まず、報告事項(1)については、いずれも、第一中学校長寿命化改修工事の建築工事、電気設備工事、機械設備工事の工事請負契約の締結についてである。老朽化した第一中学校の長寿命化改修工事を行うことにより、教育環境の改善を図るものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。第一中学校の建築工事については、契約金額が、12億7,380万円で、契約の相手方は新日本建設株式会社である。電気設備工事については、契約金額が2億6,676万3,200円で、契約の相手方は大崎電設株式会社である。機械設備工事については、契約金額が3億4,637万9,000円で、契約の相手方は、株式会社サクラ設備である。なお、工事期間は、いずれも契約日から令和7年3月31日までである。

資料2ページ目を御覧いただきたい。令和5年10月から令和7年1月までの約16か月で校舎の改修を行う。令和5年11月から令和6年5月までの約7か月でプールの防水層の重ね張りするほか、付属棟の改修を行う。さらに、令和6年8月から令和7年3月までの約8か月で屋内運動場改修を実施する。

次に、報告事項(2)大久保小学校校舎改築工事、(3)第二中学校校舎改築工事、(4)向山小学校長寿命化改修工事の3件については、いずれも契約金額の変更についてである。報告事項(2)大久保小学校校舎改築工事及び(4)向山小学校長寿命化改修工事は、令和4年習志野市議会第3回定例会において、また、報告事項(3)第二中学校校舎改築工事は、令和4年習志野市議会第4回定例会において議決を得た上で、それぞれ契約締結しているものである。今回の変更内容は、いずれも契約金額の変更であり、国土交通省が令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定し公表したことに伴い、本市の工事請負契約における賃金や物価等の急激な変動に対処するための措置、いわゆるインフレスライド条項の規定に基づき変更する必要が生じたものである。なお、金額は、全て税込みの額である。

報告事項(2)大久保小学校校舎改築工事の建築工事については、大日本土木株式会社千葉支店との契約金額18億400万円を1億1,581万4,600円増の19億1,981万4,600円に契約金額を変更するものである。電気設備工事については、浦安電設株式会社との契約金額2億2,011万円を1,115万7,300円増の2億3,126万7,300円に契約金額を変更するものである。空気調和設備工事は、株式会社習志野工業との契約金額2億5,179万円を1,680万3,600円増の2億6,859万3,600円に契約金額を変更するものである。

報告事項(3)第二中学校校舎改築工事の建築工事については、松井建設株式会社東関東営業所との契約金額21億8,570万円を1億2,400万8,500円増の23億970万8,500円に契約金額を変更するものである。電気設備工事については、株式会社ナラデンとの契約金額2億7,131万7,200円を1,418万6,700円増の2億8,550万3,900円に契約金額を変更するものである。空気調和設備工事については、豊栄工業株式会社との契約金額2億3,210万円を1,711万1,600円増の2億4,921万1,600円に契約金額を変更するものである。

報告事項(4)向山小学校長寿命化改修工事の建築工事は、株式会社ナカムラとの契約金額7億3,552万1,600円を4,044万7,000円増の7億7,596万8,600円に契約金額を変更するものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)ないし(4)は終了した。

小熊教育長

協議第1号を質疑するにあたり、市長事務局局職員の出席を許可することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

<市長事務局職員 入室>

#### 協議第1号 習志野高校応援基金条例の制定について

(学校教育課)

三角政策経営部次長

協議第1号「習志野高校応援基金条例の制定について」、説明する。本協議事項は、「習志野高校応援基金」を設置し、当該学校の持続可能で充実した学校運営の推進を図るものであり、市長事務局の政策経営部財政課が令和5年習志野市議会第3回定例会に議案を提出するにあたり、教育委員会に協議するものである。本基金は、人口減少社会が到来し、少子化が進んでいる中で、より魅力的で選ばれる学校づくりを行っていくことを目的としており、習志野高校に対する応援の気持ちを学校の事業に活用することができるようにし、その受け口を明確にするために設置しようとするものである。条例案の主な内容としては、第3条の基金の用途において、「習志野高校の運営及び施設の整備に要する経費」としている。その他の条文については、他の基金条例の例によるものであり、特別、本条例案に限定したものとはなっていない、と概要を説明

馬場委員

学校側にとっては、とてもありがたいことだと思う。寄附を募るための周知方法はどのように行うのか教えていただきたい、と質問

三角政策経営部次長

現状、習志野高校のために寄附したいとお声をいただくことも多々あり、この場合には、財政課で用意した納付書を寄附申出者にお渡しし、振り込みをしていただく流れとなる。周知については、市ホームページに掲載しており、また、ふるさと納税として寄附していただくこともできる。なお、ふるさと納税の場合で習志野高校への寄附については、市全体への寄附である習志野市まちづくり応援基金として受け入れることとなるため、現状は、習志野高校そのものを名目とした寄附の態様にはなっていないことから、今回この基金を作ることによって、習志野高校を応援したいという気持ちを直接受け止めることができることとなる、と回答

馬場委員

今後は、そういった案内がホームページに掲載されるという理解でよいか、と質問

三角政策経営部次長

ホームページでもお知らせしていきたいと考えている、と回答

馬場委員

寄附金は習志野高校の教育活動、部活動や施設といったように高校全般に使用することができるという理解でよいか、と質問

三角政策経営部次長

御認識のとおりである、と回答

馬場委員

生徒達の教育活動に資するという制度で、大変ありがたいことだと思う、と発言

高橋委員

この基金に関する寄附金の税額の控除はどのような扱いになるのか、と質問

三角政策経営部次長

この寄附金はふるさと納税に該当することから、寄附額から2,000円を除いた残額、例えば、1万円であれば8,000円の部分について税額の控除の対象となる、と回答

古本委員

例えば、大学に寄附をする場合には全額が控除されたと記憶しているが、それとは異なるのか。個人や企業含め、寄附額全額が控除になるかどうかで寄附の集まり方も大分違ってくると思うがいかがか、と質問

三角政策経営部次長

本寄附は習志野市、つまり、地方公共団体への寄附という取り扱いとなることから、先ほどの御説明のとおり税額の控除となる。例えば、習志野高校に物品を寄附していただいたりもしているが、そういったものについても税金の控除には現状はなっていない状態である、と回答

古本委員

そういった税金の控除の仕組みもホームページに掲載していただくことによって、より集まりやすくなると思うので、ぜひそういった対応も考えていただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

**報告事項(9) 臨時代理の報告について(職員の懲戒処分について)**

**(教育総務課)**

報告事項(9)は終了した。

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第8回定例会の閉会を宣言